

【例1】 退職をして未徴収税額を一括徴収した場合

6月分から10月分まで徴収し、10月31日に退職。未徴収税額のと合わせて納入します。

6月から10月分まで特別徴収し、11月分で一括徴収する場合、6月から10月までの合計額を記入してください。

「14,000円」は、本人の申出により退職時に一括して徴収し「11月分の月割額」と合わせて納入します。

令和 年 月 日提出	特別徴収義務者の名称（氏名）	特別徴収義務者の所在地	担 当 者	(係名) 経理係 (電話) 12-3456	(担当者氏名) 旭川 花子
	(宛先) 旭川市長 旭川建設 株式会社	旭川市7条通10丁目			
	法人番号又は個人番号（個人事業主の場合）	令和6年度 給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に記載されている各番号を転記してください。			
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1				

指定番号	9 0 0 0 0 1	姓名番号	1 0 0 0 1	住居コード	1 1 2 3 4	給与所得者個人番号（※マイナンバー）	5 6 7 8 9 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1	※ 旭川市処理欄
給与所得者氏名 (旧姓) 旭川次郎	(ア) 年 税 額	(イ) 徴収済月	(ウ) 徴収済税額	(エ) 未徴収税額 (ア-イ=ウ)	異動年月日	異 動 理 由	(★) 異動後の未徴収税額の徴収方法	1月から退職時までの給与支払額
令和6年1月1日現在の住所 旭川市 6条通9丁目	円	6 月分	円	円	令和 6.10.31	1.退職 2.休職 3.長期欠勤 4.合併解散 5.会社解散 6.給与少額等 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 一括徴収 → Aへ <input type="checkbox"/> 普通徴収 → Bへ <input type="checkbox"/> 特別徴収継続 → Cへ	円
現在の住所（上記と異なる場合のみ記入） 札幌市中央区北1条1丁目1番1号	24,000	から 10 月分 まで	10,000	14,000		7.死亡 8.1月1日住所誤報 9.転勤 (特徴義務者変更) 10.その他 (具体的に)		控除社会保険料額 円
								452,000

(★)で選択した徴収方法について必要事項を記入してください。

一括徴収する月が11月の場合、11月以降の税額（11月分の月割額を含む）を合計して記入してください。

A 一括徴収

一括徴収した税額は 11 月分（翌月10日納期限）で納入します。
(1月1日以降の退職は原則として一括徴収となります。)

一括徴収理由
1. 異動が令和 6 年12月31日までで、申出があったため。
一括徴収の申出 (令和 6 年 10 月 18 日)

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため。

徴収予定日 11月29日

一括徴収額 ((ウ)の額) 14,000 円

1月～4月までの退職者については、必ず一括徴収してください。 継続

未徴収税額は本人が支払います。
(1月1日以降の退職は原則として一括徴収となりますのでご注意ください。)

死亡退職・国外転出の場合の親族等の連絡先

氏名 続柄

住所

電話

未徴収税額は、転勤先で 月分（翌月10日納期限）から徴収します。

新指定番号

勤務先 (新給与支払者) の所在地

フリガナ

勤務先 (新給与支払者) の名称

連絡先

係・氏名・電話番号

◎この様式は、旭川市のホームページからダウンロードできます。(P5参照)。
◎封して送付してください。
◎異動届出書の控えに受付印が必要な場合は、控えと切手を貼って返信先住所を記載した返信用封筒を同封して送付してください。
◎本市への異動届出書の到着が20日以降となった場合、電算処理及び書類回付の日程上、到着月の25日前後にその異動届出書に決定・変更通知書の決定・変更通知書の発送は到着月の月末になります。